

尾張旭市監査公表第29号

令和8年3月30日付け尾張旭市監査公表第21号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年4月1日付け8消予第1号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年4月30日

尾張旭市監査委員 山田 義 浩

尾張旭市監査委員 市原 誠 二

消防本部予防課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。）第4条第2項の規定により、調定の決議には、調定の根拠、計算の基礎を明らかにした帳票類を添付しなければならない。しかしながら、危険物貯蔵設備許可申請手数料については、当該帳票類を添付しないまま調定を決議していた。</p> <p>収入の事務手続を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>今後は、調定を決議する際には、調定の根拠、計算の基礎が分かる書類を添付する。</p>
<p>会計規則第13条第1項によれば、簡易な方法（会計規則第10条）により納入の通知をした納入義務者から納入の申出があったときは、納付書兼領収書（会計規則第2号様式）を当該納入義務者に交付しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、同課は、危険物貯蔵設備許可申請手数料について、納入義務者に対して、簡易な方法により納入の通知をしているにもかかわらず、納付書兼領収書ではなく、別の様式（現金払込書（尾張旭市出納員等に関する規則に関する文書の様式を定める要綱（平成25年尾張旭市要綱等）第2号様式（その2）））を交付していた。</p> <p>収入の事務手続を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>再発防止に向け、従前使用していた様式から会計規則第2号様式への入替えを行った。</p>